

令和 2 年 5 月 2 1 日

第 1 4 回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す」とともに、「感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく」とされていることを踏まえ、以下の通り指示します。

○5月25日（月）より、小・中学校及び放課後児童会について、感染症対策に万全を期した上で、通常どおり再開すること。

○新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた市民の暮らしを支えるため、国費、県費、除排雪費の執行残等を活用し、以下の支援を実施すること。

- ・全ての一般家庭及び事業者（官公庁を除く）の上下水道の基本・従量料金（5月検針、6月納付分）約10億円を免除すること。
- ・ひとり親家庭の生活支援のため、子ども1人当たり2万円を児童扶養手当に追加給付すること。
- ・県、市支援金の対象外となった理・美容業、クリーニング業、物品賃貸業、療術業（100㎡未満）、写真店（同）、学習教室（同）について、1事業者当たり最大30万円の家賃補助を行うこと。
- ・国内外旅行客が急減している宿泊組合事業者、バス協会事業者、タクシー協会事業者及び市場取引の急減している卸売業者の支援を行うこと。
- ・文化芸術関係者とライブハウスなどの民間文化施設が多様なメディアを活用し、青森発の文化芸術を発信する事業について、1事業最大30万円の助成を行うこと。
- ・ねぶた師による新たなアート作品を披露する舞台を創設し、冬の青森の新しい魅力を創生するプロジェクトを立ち上げること。

○災害発生時の避難所での感染防止のため、市内60避難所に段ボールベッド及び間仕切りを配備すること。

市民の皆さまにおかれましては、咳エチケット・手洗いの徹底、3密の回避、都道府県をまたいだ移動を控えることなどの感染拡大防止に取り組んでいただき深く感謝申し上げます。また、医療、介護、保育、教育、スーパー、ドラッグストア、物流、ごみ収集、交通機関などで働く方々（いわゆるエッセンシャルワーカーの皆さま）に心から敬意を表します。再度の感染が拡大する可能性もあることに備え、「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていくことに、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。